

愛媛県立土居高等学校警備業務委託仕様

1 委託業務の名称

愛媛県立土居高等学校機械警備委託業務

2 委託業務の場所

対象施設 愛媛県立土居高等学校

所在地 愛媛県四国中央市土居町中村 8 9 2 番地

3 委託期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約)

4 業務内容

(1) 委託業務

ア 火災、侵入、設備、盗難及び損壊行為の異常事態の感知

イ 事故覚知時における関係先への通報及び連絡

ウ 警備実施事項の報告

(2) 警備方法

機械警備システム

(3) 警備基準時間

各ブロックの警備セット操作から解除操作までとする。また、事前の連絡がなく、22 時を過ぎても全警備ブロックの警備セットが完了しない場合は、乙は学校へ確認の電話をする。応答がなく確認がとれない場合は、警備ブロックの点検確認を行う。

(4) 機械警備装置設置までの警備方法等

機械警備装置が設置されるまでの間、受託者に属する警備員による警備を行う。

(5) 警報装置

ア 警備対象に設置された警報装置は、発生した異常事態を警備本部へ自動的に通報するシステムとし、甲設置の回線を使用する。

イ 火災監視については、火災受信機からの移報とする。

ウ 設備監視については、設備制御盤からの移報とする。

(6) 警備エリア

警備エリアを 19 ブロックに分けて、各ブロックで個々に警備のセット・解除操作ができ、その状況を監視センターで確認できるようにする。なお、各ブロックに鍵保管装置を設置する。

警備ブロックは次のとおりとする。

ブロック① 共用部・1 階普通教室(鍵保管装置は設置しない)

共用部と普通教室は警備のセット・解除と連動する。

ブロック②	保健室
ブロック③	食物教室・食物準備室
ブロック④	美術教室・美術準備室
ブロック⑤	進路指導室
ブロック⑥	被服教室・染色室・被服準備室
ブロック⑦	情報教室・情報準備室
ブロック⑧	音楽室・音楽準備室
ブロック⑨	化学教室・化学準備室
ブロック⑩	生物教室・生物準備室
ブロック⑪	視聴覚教室・視聴覚準備室
ブロック⑫	物理教室・物理準備室
ブロック⑬	商業教室・商業準備室
ブロック⑭	図書室
ブロック⑮	農業管理室
ブロック⑯	体育教員室
ブロック⑰	校長室
ブロック⑱	事務室
ブロック⑲	職員室

(7) 警備状態確認装置の設置

各警備ブロックの警備セット状態及びセンサーの状態を確認するための確認装置を次のように設置する。

ア 各警備セットブロック確認装置

各警備ブロックの警備状態が確認できる装置を本館の最終出入口付近に設置する。

イ 共用部センサー確認装置

共用部のセンサーの状態が確認できる装置を本館の最終出入口付近に設置する。

(8) 校舎への入退出方法

ア 校舎へ入退出するための最終出入口は、オートロック(電気錠)方式とする。

イ オートロックの開錠・施錠は、機械警備のセット・解除操作と非連動とし、入館時には、電気錠解除装置を操作しての一時解除方式とする。退館時はフリーで退出できるものとする。

なお、最終退出者が自分が最終退出者であり、共用部のセットをしなくてはならないとの注意を喚起するパネル及び音声案内を行なうシステムを構築する。

ウ 電気錠解除装置及び警備のセット・解除を行うセットリーダーは、非接触のスティックまたはカード方式(以下「カード等」という。)とし、両方の操作を1枚のカード等で使用できるものとする。カード等の枚数は、職員数外の80枚程度とする。

(9) 監視センター

監視受信装置を常時監視するとともに、警備員との連絡を保持する。

(10) 警備員

監視センターとの連絡を保持し、警備対象の事態に備える。

(11) 異常事態発生時における乙の処置

- ア 警報受信装置により甲の警備対象に異常事態が発生したことを覚知したとき、乙は警備業法施行細則(平成 15 年 3 月公安委員会規則第 6 号)第 15 条の規定により、25 分以内に当該現場に警備員を到着させることができるよう警備員その他の装備を配置し、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止にあたる。
- イ 警備対象に到着した警備員は異常事態を確認後、監視センターへその状況を連絡し、必要に応じて諸関係機関へ連絡する。
- ウ あらかじめ定められた甲の責任者、または緊急連絡者へ連絡する。

(12) 事故報告

事故報告の際は、速やかに電話もしくは口頭で甲に報告するとともに、後刻書面をもって報告をする。

(13) 鍵・カード等の預託

警備実施に必要な鍵・カード等は、甲乙相互に預託し、それぞれ厳重に取り扱い保管する。

(14) 警報装置の保守点検

甲に設置された警報装置の機能については、その機能を維持するため乙は適宜保守点検を行う。

(15) 緊急連絡者の指定

- ア 甲はあらかじめ緊急連絡者を指定し、その名簿を乙に交付する。
- イ 上記緊急連絡者に変更があるときは、その都度変更した名簿を乙に交付する。

(16) 損害賠償

乙が、本仕様書の条項違反あるいは故意、過失により愛媛県立土居高等学校若しくは第三者に損害を与えた場合、乙は対人賠償と対物賠償を合わせて一事故 10 億円を限度として賠償の責任を負う。

5 その他

- (1) 警備機器の設置及び撤去に要する経費は受託者の負担とする。
- (2) 警備業務は、令和 6 年 4 月 1 日から開始すること。
- (3) 落札者は、事前準備として落札決定日の翌日から令和 6 年 3 月 31 日までの間に、警備に必要な機器・配線等の設置工事を行うことができるものとする。